

## 2017年 1月度 昆山会月例会の内容

■開催日時: 2017年 月 日(水)18:00~19:00

■開催場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室 参加人数 30名

■参加役員

高橋会長	×	仁井見副会長	×	梅田副会長	×	福島副会長	○
伊丹幹事役	×	卞幹事役	○	井田幹事役	○	魯幹事役	○
大島幹事役	○	中川幹事役	○	山本(親)幹事役	○		

### ◇◇◇議事録◇◇◇

#### 1) 在上海日本国総領事館「鳥インフルエンザ関連情報(第130報)」

(上海市, 江蘇省及び江西省での感染例の発生)

在上海日本国総領事館

2017年1月10日

##### 1. 鳥インフルエンザA(H7N9)の感染例

(1) 1月9日に江蘇省衛生計画出生委員会が発表した「2016年12月全省法定報告伝染病情報」によれば, 江蘇省では2016年12月に54名が感染(内14名死亡)しました。江蘇省にお住まい或いは旅行等される邦人の皆様は 特に下記2. に御注意下さい。

(2) 1月7日, 上海市衛生計画出生委員会は, 上海市内で鳥インフルエンザA(H7N9)の感染例が1例, 確認されたことを発表しました。感染者は, 上海市戸籍の58歳男性の李某で, 1月7日に診断を受け, 現在治療中とのことです。

(3) 1月8日, 江西省衛生計画出生委員会は, 江西省内で鳥インフルエンザA(H7N9)の感染例が1例, 確認されたことを発表しました。感染者は, 江西省宜春市奉新県の55歳女性の劉某で, 現在病状は重く, 南昌市内の病院で治療中とのことです。

(4) 今回の発表により, 2016年下半期以降, 当館管内で感染が確認・発表されたのは, 上海市2例, 江蘇省59例(うち死亡15例), 浙江省1例, 安徽省0例, 江西省1例の計63例(うち死亡15例)です。

##### 2. 鳥インフルエンザA(H7N9)について

###### (1) 感染源

現時点において感染源は不明ですが, 鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり, その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど, 人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に, ごくまれに感染すると考えられています。ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていません。

###### (2) 症状

これまで海外で報告された情報によると、多くの患者に発熱や咳、息切れ等の症状が見られたことに加え、重症の肺炎に発展するケースが見られました。ただし、この病気の詳細はまだ分かっていません。

### (3) 予防

鳥インフルエンザA(H7N9)に対する一般的な予防策は以下のとおりです。

- 休息、栄養を十分に取り、体に抵抗力をつける。
  - 手指等の衛生保持に心掛ける。
  - 咳やくしゃみの症状がある患者とは、可能な限り濃厚接触を避ける。
  - 温度の変化と乾燥しすぎに注意する。
  - 高熱、咳、呼吸困難等の症状が見られた時は、適切なタイミングで専門医の診断を受ける。
- また、鳥インフルエンザA(H7N9)の特徴及び上記に追加する具体的予防策は以下のとおりです。

- 生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避ける。
- 死んだ鳥や放し飼いの家禽との接触を避ける。
- 鳥の排泄物に汚染された物との接触を避ける。
- 手洗い、うがいにつとめ、衛生管理を心がける。
- 外出する場合には、人混みは出来るだけ避け、人混みではマスクをする等の対策を心がける。

### (4) 発生地域からの帰国時・帰国後の対応

帰国時に発熱、咳、のどの痛みなどの症状がある場合には、検疫所の健康相談室に申し出てください。また、帰国後10日以内にこれらの症状が出た場合には、速やかに最寄りの医療機関を受診し、発生地域に渡航・滞在していたことを伝えてください。

## 3. 関連リンク及び連絡先

海外渡航の際には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet> )

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

医療機関受診の際の注意点等については、当館ホームページの「鳥インフルエンザ関連情報」ページに掲載しておりますのでご確認ください

( <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/life/toriinfuru-j.html> )

(参考情報) 内閣官房(新型インフルエンザ等対策)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/about\\_h7n9.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/about_h7n9.html)

鳥インフルエンザ(H7N9)について(厚生労働省)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infule\\_nza/h7n9.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infule_nza/h7n9.html)

中国国家衛生計画生育委員会

<http://www.nhfpc.gov.cn/zhuzhan/index.shtml>

WHO: Avian influenza A(H7N9) virus

[http://www.who.int/influenza/human\\_animal\\_interface/influenza\\_h7n9/en/](http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902,2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)5367

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地公館等連絡先)

○在上海日本国総領事館

(管轄地域: 上海市, 安徽省, 浙江省, 江蘇省, 江西省)

住所: 上海市延安西路 2299 号上海世貿大廈 13 階(別館領事部門)

電話: (市外局番 021)-5257-4766(代表)

(市外局番 021)-6209-2664(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-21-5257-4766(代表)

(国番号 86)-21-6209-2664(邦人援護)

ホームページ: <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

○在中国日本国大使館

(管轄地域: 北京市, 天津市, 陝西省, 山西省, 甘肅省, 河南省, 河北省, 湖北省, 湖南省, 青海省, 新疆ウイグル自治区, 寧夏回族自治区, チベット自治区, 内蒙古自治区)

住所: 北京市朝陽区亮馬橋東街 1 号

電話: (市外局番 010)-8531-9800(代表)

(市外局番 010)-6532-5964(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-10-8531-9800(代表),

(国番号 86)-10-6532-5964(邦人援護)

ホームページ: [http://www.cn.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

○在広州日本国総領事館

(管轄地域: 広東省, 海南省, 福建省, 広西チワン族自治区)

住所: 広州市環市東路 368 号花園大廈

電話: (市外局番 020)-83343009(代表),

(市外外局番 020)-83343090(領事・査証)

国外からは(国番号 86)-20-83343009(代表),

(国番号 86)-20-83343090(領事・査証)

ホームページ: <http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>

○在重慶日本国総領事館

(管轄地域: 重慶市, 四川省, 貴州省, 雲南省)

住所:重慶市渝中区鄒容路 68 号 大都会商厦 37 階

電話:(市外局番 023)-6373-3585

国外からは(国番号 86)-23-6373-3585

ホームページ:[http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

○在瀋陽日本国総領事館

(管轄地域:遼寧省(大連市を除く), 吉林省, 黒龍江省)

住所:瀋陽市和平区十四緯路 50 号

電話:(市外局番 024)-2322-7490

国外からは(国番号 86)-24-2322-7490

ホームページ:<http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/>

○在瀋陽日本国総領事館大連領事事務所

(管轄地域:大連市)

住所:大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 3F

電話:(市外局番 0411)-8370-4077

国外からは(国番号 86)-411-8370-4077

ホームページ:<http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在青島日本国総領事館

(管轄地域:山東省)

住所:青島市香港中路 59 号 国際金融中心 45F

電話:(市外局番 0532)-8090-0001

国外からは(国番号 86)-532-8090-0001

ホームページ:<http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在香港日本国総領事館

住所:46 - 47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong )香港中環康樂廣場 8 号交易廣場第一座 46 楼及 47 楼)

電話:2522-1184

国外からは(国番号 852) 2522-1184

ホームページ: <http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index02.html>

## 2) 会員からの情報「中国華東輸出入商品交易会」

### 【161221 会員展開済み】

上海で開催される標記交易会への出展者を出展料割引の特別条件で募集いたします。

大阪府上海事務所を通じて申し込むことにより、低廉な出展料での参加が可能です。

[先着順]ですので、お早めにお申し込みください！(1社1/2ブースずつの最大6社;計3ブース)

次のようなご希望をお持ちの大阪企業(大阪に本社・支社・営業所がある企業が対象)に、最適の展示会です。[現地法人の出展も歓迎です](上海事務所通じての募集対象は大阪企業とその現地法人のみ)

☆BtoBが中心。代理店の募集やバイヤー等との商談が可能。

☆交易会の終盤には一般消費者の入場もあるため、直接販売も可能。

「中国華東輸出入商品交易会」

中国商務部のサポートのもと、上海市・江蘇省・浙江省・安徽省・福建省等の9省市自治体が共同主催し、

総展示面積 126,500 m<sup>2</sup>、出展社数 3,153 社、来場者数 36,099 人(前回実績)を誇る中国最大規模の国際消費財見本市です。

☆開催日 2017年3月1日(水)～5日(日)5日間

☆会場 上海新国際博覧センター(上海市浦東新区龍陽路 2345 号)

☆主催 上海市・江蘇省・浙江省等の9省市自治体

☆公式HP <http://www.ecf.gov.cn/>

※出展料 8,500人民元(場所:W5館)必ず申込社が出展すること(転売不可)

※1/2ブース(2社で標準ブース1ブースのご使用になります)5日間(1.5m×3m)

※標準装飾には、受付カウンター、社名板、商談テーブル、椅子、スポットライト、電源が含まれません。

(2社での共用) \*1社で1標準ブース出展希望の場合はご相談ください。(出展料は変わります)

※展示物の輸送料、保険代などは含みません。

※往復旅費、宿泊費用などは別途必要です(現地集合・解散)。

※出展希望の場合の締め切りは(先着順)です!

※申込・お問合せ(申し込み:大阪府上海事務所まで)

別添の出展申込書に必要事項をご記入のうえ、Eメールにて大阪府上海事務所宛にお送りください。

大阪府上海事務所 山本太郎 電話:86-21-6270-1901

(Eメール: [osaka@ibo-sh.com](mailto:osaka@ibo-sh.com) 又は [daban@osaka-sh.com.cn](mailto:daban@osaka-sh.com.cn) )

(FAX:86-21-6270-1351)

(HP: <http://www.ibo-sh.com.cn/> )

※ご記入いただいた個人情報は、大阪府及び上海事務所及び出展運営委託業者からの連絡・情報提供に利用します。

◎なお、申込書を提出いただいた後の、出展運営・通関等についての窓口は、下記業者になります。

(中国では)「上海吉丸商貿有限公司」上海市長寧区延安西路 2299 上海世貿商城5C-16室

TEL:021-62366577 E-mail: [hzwf152@hotmail.com](mailto:hzwf152@hotmail.com) 担当:吉川、原、赤嶺

(日本では)「株式会社 ヨシマル」吹田市五月が丘北14-7

TEL:06-6875-8718 担当:吉川、前川、工藤

なお、参考のために昨年度W5館でジャパンプースを展開した業者の来場者分析を添付いたします。



大阪府上海事務所 [大阪産業振興機構上海代表処]

山本 太郎 [YAMAMOTO TARO]

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 408 室

TEL:86-21-6270-1901 FAX:86-21-6270-1351

手机:13801637253 E-mail:osaka@ibo-sh.com



### 3) 在上海日本国総領事館からの年末年始のテロに対する注意喚起と「たびレジ」登

#### 録のお願い

外務省は、年末年始のテロに対する注意喚起と「在留届」「たびレジ」登録のお願いについての海外安全情報(広域情報)を発出しています。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2016C344.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2016C344.html)

上海に滞在される方及び渡航される方へ

在上海日本国総領事館

1. テロに対する注意が必要です。

年末年始のイベント等を狙ったテロが懸念されます。12月20日には、ドイツのベルリンでクリスマスマーケットに大型トラックが突入し、多数の死傷者が出ています。

2. 以下のテロ対策をお願いします。

(1)最新の関連情報の入手に努め、「日本ではない」ということを忘れず注意を怠らない。

(2)テロの標的となりやすい場所(※)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払う。

(※)クリスマス等のイベント会場、観光施設、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等

3. 在留届の提出や「たびレジ」への登録を必ず実施してください。

3ヶ月以上海外に滞在する方は在留届を、3ヶ月未満の場合は「たびレジ」に登録してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/> )

渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。

家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

#### 4. 外務省のテロ対策パンフレットをお読みください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策Q&A」

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html> に掲載。)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)3047

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5139

○外務省 海外安全ホームページ:

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (携帯版)

(現地公館等連絡先)

○在上海日本国総領事館

(管轄地域:上海市, 安徽省, 浙江省, 江蘇省, 江西省)

住所:上海市延安西路 2299 号上海世貿大廈 13 階(別館領事部門)

電話:(市外局番 021)-5257-4766(代表)

(市外局番 021)-6209-2664(邦人援護)

国外からは(国番号 86)-21-5257-4766(代表)

(国番号 86)-21-6209-2664(邦人援護)

ホームページ:<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

●「在留届」・「帰国・転出届」等の提出はこちらから

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/procedure/index002.html>

既に帰国・転出等で当館管轄地(上海市, 江蘇省, 安徽省, 浙江省, 江西省)に在住していない方は、「帰国・転出届」をお出しいただくようお願いします。

また、新たに日本以外に在留する方は、その地域を管轄する在外公館に改めて在留届を提出願います。

●メルマガ解除はこちらから

<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/delete?emb=shanghai.cn>

在上海日本国総領事館 電話:(国番号 86)-(0)21-5257-4766

HP: <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/index.html>

#### 4) 昆山日本人会役員立候補について

昆山役員会の役員不足について議題に挙げていましたところ、蘇州匯思人力資源有限公司の徳岡様より立候補が上がりましたので、役員承認を本定例会で承認したいと思います。

以下、立候補のメール文面です。

=====  
毎回のよう定例会で役員不足の話をしており、役員の皆様のご苦勞を考えると少しでもお役に立てないかと思ひ役員に自薦したくメールさせて頂きました。

何分、6月から参加させて頂いた新参者では有りますが、仕事については比較的になる時間も多い物ですから微力では有りますが皆さんのお役に立てる様に行きたいと思ひます。

ご検討のほど宜しくお願ひ申し上げます。

匯思人力資源集團 徳岡 潔

=====

今定例会参加会員満場一致で、徳岡氏を幹事役就任の了承をいただきましたので、今後の役員編成は以下ようになります。

NO	昆山会役職	会社名	役職	氏名・敬称略
1	会長	牧田(中国)有限公司	副総経理	高橋 雅一
2	首席副会長	大電机器人電纜(昆山)有限公司	総経理	仁井見 積
3	次席副会長	多富電子(昆山)有限公司	総経理	梅田 広治
4	副会長	昆山弘恵食品有限公司	董事長	福島 幸治
5	幹事役	昆山恩斯克有限公司	首席顧問	大島 一浩
6	幹事役	昆山阿基里斯人造皮有限公司	副総経理	伊丹 慎二
7	幹事役	昆山威可帝商貿有限公司	副総経理	卞 建春
8	幹事役	三井住友銀行(中国)有限公司	総経理	井田 英喜
9	幹事役	瑞穂銀行(中国)有限公司 昆山支行	出張所所長	魯 爾剛
10	幹事役	上海開滋国際貿易有限公司	設計總監	山本 親史
11	幹事役	普華永道中天會計士事務所蘇州分所	高級顧問	中川 明
12	幹事役	蘇州匯思人力資源集團		徳岡 潔

※会長不在時は、会長代行を首席副会長が務める。会長及び首席副会長不在時は次席副会長が会長代行を務める。

## 5) 就労許可制度の変更に関して

就労許可制度の変更に関して一部の地域では既に試行運用が開始されており、2017年4月から中国各地で全面運用開始との通知です。

### ● 就労許可制度の変更に関して

北京市外国人専門家及び外国人就業事務センターは、国家外国人専門家局の通知『外国人来中 就労許可制度の試験運用実施案を印刷公布することについての通知』に基づき、12月1日より全ての外国人の就労許可業務について、新しい政策に基づき行うことを決定する旨を公布しました。

新しい政策は、2017年4月から正式施行されますが上海、北京、天津、河北、安徽、山東、广东、四川、云南、宁夏等の都市では先行して試行運用が開始されるものです。

新しい政策では、ポイント加算による点数評価がされ、外国人就労者はA,B,Cランクに分類されます。

A 類認定: 85 点以上 B 類認定:60 点以上

現時点において運用部分で不明点が多い状況ですが、就労許可制度の変更ですので多くの外国人が影響する重要事項です。

A 類、B 類、C 類について:

例えば、A 類(奨励)・B 類(コントロール)については、下記のような分類基準がありつつも、国がポイント制も適用して、一定の人員が B 類以上の分類に属することができるように設定しています。これにより、下記の B 類以上の分類に当てはまらない日本人(外国人)の方であっても、ポイント制の適用を受けて、B 類以上の認定を受けられるような制度づくりになっています。

しかし C 類は、国が厳重に制限をしている分類であり、下記にあたる者以外は、C 類に分類されません。

A 類(下記の分類に属する者又はポイント制で 85 点以上の者)

- (1) 中国の人材計画への入選者
- (2) 国際的に公認された実績に関する基準に適合する者
- (3) 市場動向に基づく奨励類の職位に必要な外国人材
- (4) イノベーション・起業人材
- (5) 優秀な青年人材

B 類(下記の分類に属する者又はポイント制で 60 点以上の者)

- (1) 学士以上の学位及び 2 年以上の関連実務経験を持ち、一定の基準を満たす者
- (2) 中国の大学で修士以上の学位を取得した優秀な卒業生
- (3) ランキング 100 位以内の外国(地区)の大学において学位を

取得した卒業生

(4)外国語の教員

C 類

- (1)行政所管機関の許可又は授権により雇用した者
- (2)中国と外国政府の間の国家間協議に基づき雇用した者
- (3)政府間協議に基づいてインターンを行う外国人青年
- (4)ハイレベル人材とともに中国に来る家政サービスに従事する外国人
- (5)遠洋漁業などの特殊な分野に従事する外国人
- (6)季節性労務に従事する外国人
- (7)その他、職務数管理が行われる外国人

【ポイントのイメージ】

計算例1:(優秀な開発エンジニアのイメージ)

年間給与	45 万元以上	20 点
学歴	博士資格	20 点
実務経験	12 年	15 点
年間勤務月数	9ヶ月以上	15 点
中国語	HSK5 級	10 点
年齢	40 歳	15 点
グローバル 500 企業勤務経験		5 点
	合計	100 点

計算例2:(20 代現地採用の外国人(日本人)のイメージ)

年間給与	25 万元未満	11 点 (2 万元 x12 として)
学歴	学士資格	10 点
実務経験	3 年	6 点 (実務経験が少ないので加点が少ない)
年間勤務月数	9ヶ月以上	15 点
中国語	資格なし	0 点
年齢	25 歳	15 点
	合計	57 点 (HSK で加点しないと 60 点以上は厳しい)

計算例3:(50 代後半で赴任した駐在員(工場作業)のイメージ)

年間給与	45 万元以上	20 点
学歴	短大卒	0 点 (学士では無いため加点なし)
実務経験	12 年以上	15 点
年間勤務月数	9ヶ月以上	15 点
中国語	資格なし	0 点
年齢	57 歳	5 点 (年齢による加点が少ない)
	合計	55 点 (計算上は B 類の 60 点に足りない)

=====

## ■関連記事

【現代ビジネス 1/2(月) 11:01 配信】

前代未聞！ 中国が始める外国人「ABC ランクづけ」制度 日系企業は大パニック

「おどろきの中国」という言葉があるが、外国人を選別する極めつきの制度が、4月から始まる。北京でも上海でも、日本人駐在員たちは、前代未聞の措置に右往左往。スモッグの街からレポートする。

現地法人社長も「C ランク」

「たしかにオレは、もうすぐ定年だし、中国語もからっきしできない。大学も私学出た。だがここは一応、日系企業現地法人の総経理(社長)だよ。それなのに自分の点数を算出してみたら、C ランクの国外追放対象。しかも一緒に日本から来ている若い部下は、B ランクで許可されるって言うんだから、納得いかないよ」

PM2.5 が 500 近くに達し、昼なんだか夜なんだかよく分からない北京の日本料理店街「好運街」の一角。いまはやりの「燕京白生ビール」のジョッキを呷りながらボヤクのは、東京に本社がある中堅メーカーから北京に派遣されている駐在員だ。同席した別の日本人駐在員も憤る。

「中国で外国人が駐在員ビザを取るには、以前から悪名高い『エイズ検査』をパスしなければならなかった。

それに加えて、習近平時代になって、『無罪証明書』の提出も義務づけられるようになった。そのため、生まれて初めて東京・桜田門の警視庁に出向いて、ドキドキしながら『犯罪記録なし』という証明書をもらったものだ。

「それが今度は、駐在員のランク付けだと？ 中国は一体、何様なのだ」

このほど筆者は北京と上海を一週間回ってきたが、現地の日本人駐在員たちの口からは、「A、B、C」というアルファベットが鳴り止まなかった。

それもそのはず、この 11 月に外国人の管理を担当する国家外国専門家局の「外国人来華工作許可工作小グループ」が、世界に例を見ない制度を突然、発表したからだ。

それは、来年 4 月 1 日から、中国に居住するすべての外国人を、A ランク(ハイレベル人材)、B ランク(専門人材)、C ランク(一般人員)に 3 分類するというものだ。

発表文には、次のように記されている。

〈A ランクの外国人は、居住地域に明るい未来をもたらす優秀な人材のことで、居住を奨励する。

B ランクの外国人は、国内市場の需給や発展に応じて増減させていく人材のことで、居住を制御する。

一方、Cランクの外国人は、臨時的、季節的、及び技術を伴わないサービス業などに従事する外国人で、今後は国家政策に基づきながら、居住を厳格に制限していく

この突然の措置に度肝を抜かれ、パニックに陥っているのが、2万社を超える中国国内の日系企業である。冒頭の駐在員のように、来年の4月になったら、「Cランクの外国人」に分類されて、中国から追放される社員が続出しかねないからだ。

「これまでは、中国で買春をやったとか、犯罪行為を犯したとかいうことで追放になっていた。それは納得がいく。

ところがこれからは、自分の水準が足りないということで追放になるのだ。毎日、中国の厳しい法律や規律に従って生活しているというのに、まるで犯罪者扱いで、やはり承服できない」(同・駐在員)

私が北京と上海で、日本人駐在員たちから聞いた一番多かった意見が、この「納得がいかない」というものだった。

下の表が、中国政府が出した評価基準である。加算方式の120点満点で、85点以上ならAランク、60点から84点まではBランク、そして60点未満がCランクに分類される。

例えば、年齢評価を見てみよう。日本人駐在員は、他国の駐在員に較べて、中高年層が多いのが特徴だ。だが、50代後半の駐在員は、40代前半の駐在員の3分の1しか価値がない存在とみなされるのだ。

また、「フォーチュン500強」に入っている企業の駐在員ならば、「5点」が加算されるというが、7月20日に発表された「2016年版」で、日本企業は52社しか入っていなかった。トヨタ自動車(8位)、ホンダ(36位)、日本郵政(37位)、日産自動車(53位)、NTT(60位)などだ。

同様に、「大学ランキング100」に入っている大学の卒業者も「5点」が加算されるという。だが9月6日に英クアクアレリ・シモンズ(QS)が発表した今年のランキングで、日本の大学は、東大(34位)、京大(37位)、東工大(56位)、阪大(63位)、東北大(75位)の5校しかランクインしていない。

早稲田や慶応を卒業していても、「0点」なのである。

中国教育部が主催している「中国語水準試験」(HSK)も、大半の日本人駐在員にとっては、馴染みのないものだ。一般に中国の日系企業では、公用語は日本語で、国際交流基金が主催する「日本語能力試験1級」を取得した中国人たちが働いているからだ。

こうした事態に、日本商工会議所は12月2日、北京から著名な中国人弁護士の熊琳・大地法律事務所日本部代表を東京に招いて、日本企業向け説明会を開いた。

東京駅前の新丸ビル大会議室で開かれた説明会には、200社余りの日本企業の人事・総務担当者らが顔を揃え、ものすごい熱気だった。青山学院大学で法学修士号を取得したという熊弁護士が、流暢な日本語で解説した。

「私が中国政府の担当者から聞いているのは、Aランクに選ばれるのは、ノーベル賞級の受賞歴がある外国人や、中国が国賓として招きたいような外国人だけです。つまり、大半の日本人駐在員は、BランクかCランクに選別されるのです。

また、日本の大企業の現地法人の董事長(会長)や総経理には、無条件でBランクを与えるそうです。

問題は、中国に進出している日本の中小企業の駐在員と、大企業でも一般の駐在員です。そうした人たちの駐在員ビザが、今後下りにくくなる懸念があります」

説明会は2時間半に及んだが、終了しても参加者たちが熊弁護士を取り囲み、延々と質問を浴びせていた。

北京へ戻った熊弁護士に、改めて話を聞いた。

「帰国後も日系企業からの問い合わせが殺到しています。お客様にはまず、自分たちの点数を試算していただいています。試算結果から、Bランクのボーダーライン上にいる日本人駐在員が、かなり多いことが分かりました。この方々に何とかBランクになっていただきたい。そして今後中国に駐在員を派遣する時は、確実にBランク以上の人材を選ばれることを勧めます」

中国における日系企業の唯一の親睦団体である中国日本商会の中山孝蔵事務局長補佐も語る。

「中国日本商会としては、各企業と同様、まだ情報収集の段階です。ただ今後の手続きなどを鑑みると、来年4月以降、日系企業がある程度、混乱することは避けられないでしょう」

日本企業の昨年の対中投資は32・1億ドルで、'14年の43・3億ドルから25・8%も減少した。今年の9月までの対中投資も22・7億ドルに過ぎず、年間30億ドルを切る可能性もある。これは'12年の4割の水準だ。各国・地域別に見ても日本は8位に甘んじていて、シンガポールの投資額の半分、韓国の6割に過ぎない。

このように、ただでさえ日本企業は中国市場から引き気味だというのに、来年4月以降、Cランクが連発したら、ますます嫌気が差して後退していこう。

こうした話を、北京で会った中国の外交関係者に警告したところ、逆に開き直って言った。

「1972年に中日が国交正常化して以降、長い間、両国関係は、中国が日本を必要とする時代が続いた。そのため両国関係の主導権は、常に日本側にあった。ところがいまや、中日関係は、日本が中国を必要とする時代が変わったのだ。たしかに日本企業が持っている最先端技術は、いまでも変わらず貴重だが、それらのほとんどは欧米企業とのビジネスで代替可能だ。

われわれがいま、日本からどうしても欲しいのは、高齢化社会に関する知見くらいのものだ。逆に日本企業にとって、14億人の中国市場は死活問題だろう。

それなのに、日本人はいまだに、1980年代のような発想で両国関係を考えている。来年4月から  
の外国人の3分類も、今後は中国が主導権を取って、来てほしい外国人にのみ来てもらうというこ  
だ。われわれはもはや、パンダではなく竜になったのだ」

日中関係は、まるで北京の空気のように淀んでいくのか。

「週刊現代」2016年12月24日号より

=====

#### ■参加会員からの意見

- 卒業証書、無犯罪証明書は在日本中国領事承認(最高学位、無犯罪証明)が必要。
- 外国人就労する企業は、新たにそのための外国人就労許可企業の申請が必要。
- まずは慌てずに情報収集して判断することが重要。上記のようにマスコミの報道は読者の興味を引くため大袈裟に書かれる傾向にあります。ニュース報道は情報収集に有効ですが、うのみにするのはよくありません。

#### ■某関係者からの情報

例の外国人ABCランク付けの話ですが先日関連部門に確認したところ、昆山市は上層行政機関の通知待ちです。基本は全国统一した行政策なので実行しなければいけないですが昆山市としてどう実行していくかは今の段階誰も言い切れない状況です。

■会員企業「三井住友銀行」様より、関連資料をいただきましたので、会員へ展開いたします。

添付資料:

「②【SMBC 資料】サマリー16-27」

「③【SMBC 資料】原文仮訳 16-27(ポイント要素計算配分表(試用版) ver.1.2)」

「④【SMBC 資料】原文仮訳 16-27(外国人中国就労許可制度試行実施方案に関する通知)」

「⑤【SMBC 資料】原文仮訳 16-27(付属文書 1.外国人中国就労分類基準(試行))」

## 6)新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

### ◆新規会員

▼美浜国际贸易(上海)有限公司 高井一孝氏 (経理)

中国上海市徐匯区宜山路 425 号 光啓城 2213 室 021-5407-2091

商社/機械一般、検査機、冷凍機冷媒設備及び貿易、工具

<http://www.mihama.com/index.html>

▼上海精諧自動化設備有限公司(ジンシエジドウカセツビ) 久米基温氏(副総経理)

上海市松江区玉佳路 89 号 积旺创业园 1 幢 1 层 4 区 021-5787-4775

製造業/生産設備の自動化・省力化(設計・製作)

▼鴻池物流(上海)有限公司 蘇州分公司(コウノイケブツリユウ) 小林駿氏(所長助理)

蘇州市獅山路 35 号蘇州金河国際大厦 1208 号 0512-6807-2918

物流/フォワーディング、国内輸送、倉庫

[www.konoike-logistics.com](http://www.konoike-logistics.com)

▼蘇州汎思人力资源有限公司(ホイスジンリキシゲン) 徳岡潔氏

苏州市工业园区獨墅湖高教區東平路266号 0512-6790-3208

人材/人材アウトソーシング [www.humanpool.com.cn](http://www.humanpool.com.cn)

◇帰国会員

▽報告なし

## 7) 在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。2010年6月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ転送していましたが、7月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧めします。

### ◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

総領事館緊急メールマガジン登録ページ

[http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai\\_cn.html](http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai_cn.html)

## 8) 各同好会・会員交流のお知らせ

### ■同好会の最近の活動状況

#### ▽ゴルフ

今年の昆山日本人会ゴルフコンペは 3 月、7 月、11 月の年三回を予定しております。春節前に案内を送信予定。奮ってご参加をお願いします。

◆連絡先 多富電子(昆山)有限公司 梅田 広治  
186-0626-9101 [k-umeda@pub.ks.js.cn](mailto:k-umeda@pub.ks.js.cn)

### ▽ソフトボール

4月より江蘇省リーグが開幕。蘇州3チーム、無錫、昆山、各1チームの合計5チームでリーグ戦を行っています。

江蘇省リーグ以外も、月に1~2回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしく申し上げます。

- ・練習場所:未定
- ・練習日時:日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時~午後12時
- ・参加費:飛び入り参加の場合は1回40元。会員登録の場合は年1000元の会費を徴収いたします。

◆連絡先 :阿久津 博 氏 昆山万基行貿易有限公司  
159-9563-8470 [h-akutsu@muraki.com](mailto:h-akutsu@muraki.com) まで 事前確認下さい。

### ▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所:陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

- ・水曜日 ナイター(18:00~21:00)
- ・土曜日 13:00~17:00
- ・日曜日 13:00~17:00
- ・参加費:参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 衣川 進氏  
[kinugawa@nfnf.cn](mailto:kinugawa@nfnf.cn) まで事前確認してください。

### ▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえって自転車で散歩してみませんか? きっと新しい発見があるはずです。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月2回(第一土曜日、第三日曜日)60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 竹本容器有限公司 福田 正 氏 [fukuda@takemotoks.com](mailto:fukuda@takemotoks.com)

### ▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー(関東方面)が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

◆連絡先 関東支部まとめ役 大沢氏 [t-osawa7-7@ezweb.ne.jp](mailto:t-osawa7-7@ezweb.ne.jp)

関東地区昆山 OB 会会員各位

皆様明けましておめでとうございます

暮れから正月🎊は大変穏やかな天気恵まれ希望に溢れた新年を迎えられた事と思います  
現役の方々は早くも仕事を始められ、株価上昇、円安の好景気情報のなかで夢を現実に向かって活動が始まったのではないのでしょうか!?

早々ですが、OB 会の新年会を兼ねた定例会の案内をさせていただきます🎉😊🎉

会場は年も新たになりましたので少々気分を明るく一新致しましたです😊🎵🎵

日時:2017年2月16日木曜日

集合場所:地下鉄🚇千代田線綾瀬駅改札附近

時間:午後1時

集合が完了次第バスにて会場迄移動となります👉

会場は情報は生田会員からの情報を下記に添付します👤👉

尚、参加の回答は今月末31日(火)迄に電話又はメールにて連絡係又は生田会員迄お願い致します(\*^~^\*)

### ▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 池山 誠広 氏 186-2625-0309 [tofu-ikeyama@kstf163.com](mailto:tofu-ikeyama@kstf163.com)

### ▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回(毎月第二水曜日)日本人どうしで集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催しております。

◆連絡先 徐 奈緒子 [torazou21@hotmail.com](mailto:torazou21@hotmail.com) 黒田 桂子 [kuroda-ks@hotmail.com](mailto:kuroda-ks@hotmail.com)

### ▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所:昆山、蘇州、上海近辺。活動時期:3月~11月。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 赤崎 恒太郎 [k\\_hashiretoto@yahoo.co.jp](mailto:k_hashiretoto@yahoo.co.jp)

### ▽昆山ミュージックフレンズ

フォークソングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか? 未経験者、聴くだけの参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

◆連絡先 真鍋 [tmanabeg@gmail.com](mailto:tmanabeg@gmail.com)

## ▽ラジコン同好会

現在は数名のメンバーですが、少数でも楽しい集まりにしたいと思います。ラジコンを通じて交流を深めましょう。

◆連絡先 徳岡 潔 [kiyoshitokuoka@humanpool.com.cn](mailto:kiyoshitokuoka@humanpool.com.cn)

## ▽昆山日本人会ブログ

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の情報収集、意見交換等にお役立てください。

### ■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

## 9) 次回定例会のお知らせ

次回定例会(2月度)

日時: 2017年 2月 8日(水)第二水曜日 18:00~

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室

昆山市前進中路 48 号麗景花園

TEL0512-5731-7149

### ■2017年司会進行役一覧表

1月司会進行役	山本(親)幹事役	7月司会進行役	魯幹事役
2月司会進行役	高橋会長	8月司会進行役	大島幹事役
3月司会進行役	仁井見副会長	9月司会進行役	中川幹事役
4月司会進行役	梅田副会長	10月司会進行役	山本(親)幹事役
5月司会進行役	井田幹事役	11月司会進行役	徳岡幹事役
6月司会進行役	卞幹事役	12月司会進行役	高橋会長

---

編集 : 昆山日本人会事務局 福島 幸治

MB 139-1574-9233

E-mail [fwgh4006@gmail.com](mailto:fwgh4006@gmail.com)

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。

---